

**令和5年度第2回
新宿区外部評価委員会 会議概要**

<開催日>

令和5年10月23日（月）

<場所>

本庁舎6階 第2委員会室

<出席者>

外部評価委員（14名）

星卓志、稲継裕昭、山本卓、君島淳二、松井千輝、的場美規子、桐山早苗、
藤川裕子、板本由恵、大西秀明、前田香織、鱒沢信子、安井潤一郎、松永健

区職員（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【会長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年度第2回新宿区外部評価委員会を開催いたします。

今日と明日、予定されていますけれども、今年度の評価の取りまとめを行って、それから、「新宿区第三次実行委員会の提言」に係る対応について検討します。その後、今年度及び令和3年から5年度の外部評価の振り返りを行いたいと思います。

では、まず、資料確認をお願いします。

【事務局】

では、机の上に配付している資料の確認をさせていただきます。

左側に印刷した資料が積んでありまして、1枚目が次第、2枚目が、右上を見ていただくと参考資料1とあるホチキス留めの資料です。その下が参考資料2というホチキス留めの資料、その下が参考資料3、その下が参考資料4、90度回転しますが、A4横で参考資料4-1、最後に参考資料4-2です。それから、右側に新宿区第三次実行計画（素案）という白い冊子が置いてあるかと思います。

以上ですが、過不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

【会長】

では、まず、次第の1番目の評価の取りまとめを行いたいと思います。

皆様には参考資料の1として、外部評価取りまとめ（案）が配られています。これは、各

部会での個別施策、計画事案に対する評価と、経常事業の取組状況に対する意見について記載されていますので、理由を含めて委員会全体で確認していきたいと思えます。

では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

では、事務局からご説明いたします。

今からご説明に使う資料は、参考資料1と、参考資料2です。この2点の資料を見ながらご説明していきたいと思えますので、ご用意をお願いいたします。

説明につきましては、個別施策ごとに、計画事業、経常事業、最後に個別施策、この順番で行います。

では、まず、参考資料の1の1ページ目をご覧ください。

個別施策のI-1、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実ですが、すみません、その前に1ページ戻っていただくと、一覧表をつけております。これが令和5年度に外部評価委員会で評価をした施策です。見ていただくと、基本施策I暮らしやすさ1番の新宿からは2つです。I-1、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実、これは、主に健康部という組織がやっている健康増進に向けた取組が位置づけられている施策です。こちら、本年度は第2部会に評価をしていただきました。

I-7、女性や若者が活躍できる地域づくりの推進、こちらは第3部会に評価していただきました。ワーク・ライフ・バランスの推進ですとか、若者の区政参加の促進、そういった取組を位置づけている個別施策です。

基本政策Ⅲ賑わい都市・新宿の創造からは、4つの個別施策を取り扱いました。

まず、Ⅲ-3、地域特性を活かした都市空間づくり。地区計画ですとか景観ですとか、そういったまちづくりに関する事業が取りまとめられている個別施策で、第1部会が評価されました。

Ⅲ-4、誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり。こちらについても第1部会が評価されました。

Ⅲ-6、交通環境の整備。こちら第1部会が評価されました。

Ⅲ-16、平和都市の推進については、第3部会が評価されています。

最後に、基本政策V好感度1番の区役所、V-1行政サービスの向上につきましては、第3部会が評価されました。

以上、7つの個別施策を評価していただきましたので、その概略を今からご説明してまいります。

では、1ページに戻っていただきまして、個別施策I-1に入っております。

先ほど申し上げたとおり、まずは個別の事業の内容をご説明します。3ページにまいりまして、計画事業の1番、気軽に健康づくりに取り組める環境整備です。

こちらの内容につきましては、参考資料の2の18ページを併せてご覧ください。

簡単に事業の概略を確認させていただきます。

事業名が、気軽に健康づくりに取り組める環境整備ということで、実績欄を見ていただきますと、(1)が健康ポイント事業、(2)がウォーキングの推進ということで、区民の健康づくりを後押しするような、体にいいことをしたら健康ポイントがもらえるだとか、あるいは(2)のところではウォーキングを推進する教室や講座を開くとか、そういった事業です。

参考資料1のほうに戻っていただきまして、評価は計画どおりとしています。

評価の欄の2段落目をご覧ください。

しんじゅく健康ポイントと健康アクションポイントは、ともに参加者数が目標を大きく上回り、健康づくりや社会参加を促すきっかけになっていると、こういった評価をしていただいています。

3段落目にいきますと、ウォーキングの推進では、こういった具体的な取組がきちんとできているというところを評価していただいています。その1個下の段落で、他方というところがあると思いますが、他方、ウォーキング教室の参加者が高齢者中心であるなど、広い世代の参加を促す点で課題もあるという、課題のご指摘もいただいております。今後はSNSの活用など広げるなどして、周知方法の改善をしっかりとやってほしいと、そういったことを書いていただいております。

今後の取組の方向に対する意見、ご覧いただくと、3つ書いていただいています。

1つは、このウォーキングの推進については、働き世代における認知度を高める、先ほど評価のところでもありましたが、そういった方策を引き続き頑張してほしいということを書いていただいています。

それから、2段落目のところでは、新宿区の文化観光資源の案内サイトとの連携が予定されているので、こういった他部署との協力もしつつ進めてほしいといったご意見もいただいています。

最後に、ウォーキングマップの反響、区がこういうことをやった後、お客さんである区民たちにどんな反響があったかというのも、しっかり収集して分析して、今後それを取り入れてほしいということ、また、公衆トイレに関する要望などもあるというご意見が、ヒアリング等でのやり取りの中から出ましたので、そういったハード面の環境も引き続き考慮に入れてほしいといったご意見をいただいております。

めくっていただきまして、最後、その他の意見・感想ということで、2点いただいています。

1つ目は、今後様々な世代の区民が気軽に健康づくりに参加できる環境を整備してほしいというご意見です。例えばこんな企画もいいのではということで、(1)長期の休みや連休・祝日などに実施するファミリーウォークや、3世代のウォークの企画、(2)新宿観光振興協会との共同企画、(3)謎解きウォークの企画といったアイデアはいかがかといったご意見をいただいています。

2つ目は、健康づくりウォーキングマップという、ウォーキングコースを示すマップをつ

くってお配りしているんですけども、携帯性を優先した結果、高齢者の方が見るにはちょっと見づらい場合があるので、大きくできないかというご意見をいただいております。

続きまして、計画事業2の①、高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進。介護状態になる一步手前のフレイル、これを予防していくということを掲げている事業です。

2の①については、参考資料2の20ページ、21ページに記載があります。

こちらの実績欄を見ていただくと分かりやすいのですが、実績は5つに分けて掲載しております、(1) 高齢期の健康づくり・介護予防の出前講座ですとか、あるいは(2) 新宿いきいき体操、新宿ごっくん体操、しんじゅく 100 トレ、こういった区オリジナルの体操を普及啓発、それから、(3) しんじゅく 100 トレの地域展開に向けた取組、(4) サポーターの育成支援、区だけが区民の皆さんに働きかけるのではなくて、こういった区民の皆さんにこういった取組を広めてくださるサポーターさんを育成・支援していくという取組です、(5) 高齢期の健康づくり講演会。こういった取組を通じて、介護予防・フレイル予防を推進していくのが、この2の①の事業内容です。

そして、参考資料1の評価のほうをご覧くださいますと、まず、評価欄です。健康づくり・介護予防出張講座については、実績が指標の目標値に達していないところをご指摘いただきつつも、ほかの取組については着実に推進できているといった評価をいただきました。

それから、3段落目のところ。この第2部会では、今回、東五軒町地域交流館というところに現地視察に行っていたかまして、しんじゅく 100 トレの地域展開の現場を視察していただきました。そこでしっかり取組が推進されていることを確認できたということ、この3段落目で書いていただいています。

4段落目もその関係のコメントですが、しんじゅく 100 トレの地域展開を担う、健康づくり・介護予防推進コーディネーターの後継者育成等、担い手の確保についてご指摘いただいております。

トータルとして、本事業は計画どおりと評価していただいています。

今後の取組の方向性に対する意見ですが、大きく3つ書いていただきまして、1つは2行目の途中辺りに、新たな参加者やサポーターを増やす取組を続けてほしいということを書いていただいているのと、3段落目、体操やトレーニングの段落ですが、2行目辺りです。1人ないし少人数での活動や自宅での活動を好まれる方にもアプローチできるような働きかけ、すなわち積極的に家から出て東五軒町地域交流館のような場に出てこられる方と異なり、あまり外には出られない、おうちで1人でゆっくりされるのがお好きな方、そういった方にもしっかりアプローチをしてほしいというご指摘をいただいています。

最後の段落、中ほどからですが、とりわけコミュニティー・社会参加関連のほかの要素との接点を強化していくことを期待すると、こういったご意見もいただいております。

おめくりいただき、6ページにまいります。

その他の意見・感想です。

3ついただいております、1つ目は先ほど申し上げたことと少し重なりますが、2行目の

中ほど、団体活動に参加していない高齢者、こういった方たちへの働きかけをしっかりとやってほしいと。

2つ目は、100トレの地域展開ですが、3行目の途中辺りです。景品類を充実させる等、参加者の意欲を維持・増進する工夫をさらに凝らしてほしいということと、あとは、トレーニングの成果を測定する機会を設定することも動機づけとして有効なのではないかというご意見をいただいております。

最後の3つ目は、視察した東五軒町地域交流館での取組みが非常によかったというお褒めのコメントをいただいております。

続きまして、計画事業2の②、同じ計画事業のもう一つの枝事業です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業です。参考資料2の22ページをご覧ください。まだ新しい事業でして、令和4年度までは試行的に実施して、5年度からは本格的実施ということで、4年度はこの試行の最後の年の実績が記載されています。

(1)がモデル事業の実施と本格実施に向けた準備等ということで、ハイリスクアプローチ（個別支援）とありますが、こういうリスクの高い方に個別にアプローチをしていく取組で、低栄養改善プログラムの実績が5事例挙がっているのと、ポピュレーションアプローチ、多くの人にアプローチしていくという取組では、通いの場等における健康教育・相談等の取組を5グループに対して実施したという実績を挙げております。

(2)のところは、本格実施に当たって、関係機関との連携の調整を行ったという内容になっております。

参考資料1の7ページで評価をご確認いただくと、まず、評価の欄につきましては、1段落目のところではちゃんと進捗しているという確認のコメントをいただいております。

2段落目のところでは、今後は本事業の活用促進や効果の検証などが課題になると思われるということで、引き続きしっかりとやってほしいということを書いていただいております。

トータルとして、計画どおりと評価をいただいております。

今後の取組の方向性に対する意見につきましては、主なところとしては、この2段落目で、事業手法の検証を進めることが必要であるということと、フレイル予防の支援や相談支援を受けた高齢者からのフィードバックを積極的に事業に反映させてほしいと、それによって、より多くの高齢者に対して実情に即した効果的なサポートが提供される仕組みをつくり上げてほしいという意見が挙がっています。

また、次の段落では、地域包括ケアシステムを構成する他の要素との有機的な連携を生み出し、進化させていくことも考慮に入れて取組を進められたいと、この歩き出しの事業については、こういったところを留意して進めてほしいといったご意見をいただいております。

続きまして、3の①生活習慣病の予防（生活習慣病治療中断者への受診勧奨）です。

こちらについては、参考資料2では24ページから記載があります。

実績は、ちょっと文字数が多いんですが、ざっくり申し上げますと、国民健康保険の関係で区が持っている医療請求情報を基に、生活習慣病を患っているんだけど、その治療が中断してしまっている方を抽出し、治療再開を呼びかける事業です。

参考資料1の評価をご覧くださいますと、まず1段落目の2行目、ご覧ください。対象者の約半数が受診を再開するという、年度目標を大きく上回る成果を上げたということの評価をいただいています。

その次の段落、他方、電話指導については、前年度よりも件数がふえているものの、対象件数に対する指導件数の割合には改善の余地があると。また、電話不保持者、この電話不保持者というのは、区が電話番号を把握していない方という意味でちょっと使っている用語なんですが、そういった区が電話番号を知らない方にはどうアプローチしていくのかということも今後の課題であると。ただ、区としてはその課題を認識して、それらへの対策を講じていこうとする姿勢を認めますという評価で、トータルとして計画どおりという評価をいただいています。

今後の方向性の意見につきましては3点ご意見をいただいています。

1点目は、受診勧奨をさらに効果的なものにしていくためには、現状の的確な把握と方法について継続的な検証が不可欠であると。その観点からも、民間事業者に委託している電話指導の内容等について区側でも把握し、課題に気づける体制を引き続き取ってもらいたいと。

2点目は、この電話指導では、対象者の個別的な状況に寄り添った指導が行われることを望むと。

最後、3点目は、この事業の指標、生活習慣病治療再開者の割合、参考資料2の24ページの指標欄をご覧くださいと、受診勧奨、区が受診の再開をお勧めしたことで実際に受診を再開した方の割合、達成度が令和3年度560%、令和4年度523%と非常に高いのが続いていて、むしろ目標値を修正したほうがいいんじゃないのかといったようなご意見をいただいております。

ここまでが、この施策の計画事業の評価結果でした。

その後、経常事業取組状況で、これは、意見があったもののみ参考資料1に掲載されています。

ざっと確認してまいりますと、経常事業2、健康な食生活へのサポート。これについては、参考資料2の26ページに書いております。野菜摂取等、健康な食生活を呼びかけていく事業です。意見としては、さらなる普及を目指してねということと、あとは飲食店との連携がしっかり増えていくといいでしょうと。あとは、8月31日が野菜の日というのはある程度認知されているんだけど、毎月8日が、新宿区は独自にしんじゅく野菜の日と呼んで啓発をしているようだから、ここの浸透がさらに進むとよいですねというご意見をいただいています。

6番の糖尿病予防対策の推進は、事業名のとおり、糖尿病予防対策を推進する事業として、

しっかり普及啓発をやっていることは評価しつつも、2段落目のところです。冊子が区民に情報がしっかり行き届くような分かりやすいものであるようにしてほしいというご意見をいただいています。

8番、女性の健康支援については、参考資料の2の27ページに記載があります。新宿区内には4つの保健センターを設置しておるんですけれども、その中の一つ、四谷保健センターの中に、女性の健康支援を行う女性の健康支援センターという拠点があり、そこでの取組をまとめた経常事業になります。

意見で特にフォーカスしていただいているのが、1段落目のところです。特に若い世代へのさらなる働きかけが行われていくことに期待すると。

それから、2段落目のところ、また、センターとして、性的多様性に適切に対応できる体制を整えて、性的多様性に関する個別相談などを受けやすい環境づくりに引き続き努めてもらいたいということです。

あと、乳がん、子宮頸がんについては、新宿区は乳がん、子宮頸がんの検診の受診率があまり高くなくて、そのせいで罹患する人がいるといったご指摘はかねてからあるところなので、その受診率向上を引き続き図ってほしいと、子宮頸がんワクチンに関する適切な情報提供も広く行ってほしいというご意見をいただいています。

最後、女性の健康づくりサポーターは、サポーター養成と並んでサポーターの力が生かされる機会を積極的に広げてほしいと、こういった意見をいただいております。

続きまして、10番、乳幼児から始める歯と口の健康づくりは、参考資料の2では28ページに記載があります。これも事業名どおりの取組でして、乳幼児から歯と口のケアをしていくということを周知啓発するとか、あるいは歯と口の健康チェックとフッ化物塗布事業、歯にフッ化物を塗って虫歯を予防する、そういった具体的な取組も実施している事業です。

いただいているご意見としては、生活上の困難を抱える世帯においては、子供の歯の病気が多い傾向にあると報道等では言われているところを踏まえて、そうした観点から、健康部だけの取組というよりは、子ども家庭部や教育委員会、また福祉部とも連携して、子供の歯と口の健康づくりに取り組んでほしいというご意見をいただいています。

12番、中強羅区民保養所の管理運営と、めくっていただいて、10ページの13番、区民健康村の管理運営です。地域振興部がこういった区民保養施設を管理運営してしまして、コロナでちょっと客足がまだ戻ってきている途上にあるということで、コロナ後、コロナ5類移行を踏まえて、しっかり客足の回復に向けて適切に取り組んでほしいというご意見を、この2事業ではいただいています。

14番、高齢者健康増進事業(いきいきハイキング)につきましては、参考資料2の30ページの下段のところに記載があります。体力に自信がある60歳以上の方を対象にハイキングを実施する事業になっています。これもコロナの影響を受けていたということで、2段落目の一番下です。状況を見てバスを使った企画の再開を検討してもらいたいといったご意見をいただいています。

次は 17 番、高齢者健康増進事業（湯ゆう健康教室）です。こちら、参考資料 2 の 32 ページです。公衆浴場に通われている方向けに、保健師等による保健講話やレクリエーションを行うという事業になっています。

こちらについても、コロナの感染拡大防止のため、人数制限をこれまで行っていたんですけども、今後は多くの方々が参加をできるような取組をやってほしいというご意見をいただいています。

続きまして、18 番、地域保健医療支援体制の推進ということで、こちら、参考資料の 33 ページ及び 34 ページにまたがる事業です。

在宅療養者の方への支援を目的とした様々な取組を、整理をして記載しています。

ご意見としていただいているのが、今後も ICT 等を活用して、多職種連携の強化に努められたいと。

それから、こちらの 2 段落目では、コロナの関係で、コロナウイルス感染症の感染防止対策に人手を取られているとかで、なかなかこういった取組の研修も延期になったり、参加者がゼロ名になったりしていたんですけども、今後、コロナ後を踏まえて利用促進を積極的に図ってほしいというご意見をいただいています。

23 番の食育の推進ということで、こちらは参考資料 2 の 38 ページに記載しております。

食育は、事業名どおり食育を推進する事業ですけども、区民向けの食育推進、それから、学校現場で子供たちに食育を推進すると、大きく 2 つの柱がある事業なんですけども、意見としましては、1 段落目はしっかりやってほしいというところなんですけども、2 段落目のところなんです。学校での食育についてです。委員の体験も踏まえ、学校現場の教職員が食育の意義を理解せずに、子供たちに食育を指導しているようだ。そういったことがないよう、全教職員が食育について知識を共有して、学校全体で適切に推進される体制を整えてほしいと、そういったご意見をいただいております。

続きまして、28 番、受動喫煙防止対策の推進です。こちらは、参考資料の 2 では 41 ページに記載があります。

こちらは、受動喫煙防止対策の相談に応じたり、法令違反等に対応したり、区民や事業者への制度周知、普及啓発を行ったり、あとは、公衆喫煙所等の整備費の助成をしたりすると、そういう事業です。

いただいているご意見としては、こういった取組も大事なんですけども、その両輪として、区内の路上喫煙者自体をまず減らすことも大事でしょうというご意見をいただいております。

29 番の自殺総合対策は、自殺対策が非常に難しい取組であることは理解できるという前提で、今の取組は高く評価できると、今後もしっかりやってほしいというご意見をいただいております。

最後です。32 番、骨粗しょう症予防検診です。こちらは参考資料 2 の 43 ページに記載がありまして、骨粗鬆症の予防の検診が、いくつかの種類に分けて取組実績として書いてあり

ます。

これに対する意見としては、区が実施している検査の方法というのは、超音波法という手法で、都内のほかの多くの区では、これよりもっと新しいエックス線を用いたMD法やDXA法、DEXA法という方式をとっているのです。こういった新しい検査方法を採用する余地がないかということも検証しつつ、事業を推進して行ってほしいというご意見をいただいております。

では、この施策の最後ということで、1ページに戻っていただきまして、個別施策I-1の評価結果を確認したいと思います。

こちらについては、今ご紹介してきた各事業の評価コメント等の要約、大事なところを書いていただいております。評価としてはおおむね順調に進んでいるという評価をいただいております。

めくっていただいて、2ページの今後の取組の方向性、また、その他の意見のところも、各事業のコメントのところの重要なところをピックアップして載せていただいていると、そういったつくりになっております。

では、個別施策I-1については、ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

今日のこの資料は、それぞれの部会で議論していただいたことを、事務局と各部会長で整理した案ということで、今日明日かけて、この委員会全体でのものに取りまとめということです。そういうほかの部会の、自分が所属していない部会の内容についてもよく吟味していただければありがたいと思います。

では、今のI-1について、第2部会の皆様から何か補足的なご発言があればお願いします。よろしいでしょうか。

では、今のご説明内容について、ご意見、ご質問があればお願いします。どなたでも結構です。どの部分でも結構です。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

ちょっと内容というよりも、書き方で気になったところがあって、ちょっとささいなことなんですけれども、1番の3ページの健康づくりに取り組める環境整備のところ、2段落目の参加者アンケートでは、外出頻度の増加につながったとの回答が少なくなかったとのことである。また、今後の取組の方向性に関する意見のところ、公衆トイレに関する要望などがあるとのことであったのでということで、ちょっと細かい質問で大変恐縮なんですけれども、ちょっとそのアンケートの回答が少なくなかったとのことであるという、その回答が少なくなかったのではなくて、とのことであるという書き方をしたのがちょっと気になったんですけれども、ほかのところでは、9ページの糖尿病予防対策の推進のところ、参加者のアンケートでは健康について考えるよい機会になったとの感想があり、というふう

に書いてあるので、こういうふうに言い切ってしまうてもよかったのではないかなという、何かそのアンケートの回答が少なくなかったとのことであるという書き方だと、アンケート全体を見ないで、その部分だけ何か伝え聞いたような印象を受けたんですけれども、いかがでしょうか。すみません、大変細かいことで申し訳ありません。

【会長】

なるほど、大事なことだと思います。つまり、この委員会として確認したことなのか。あるいはそうじゃなくて、事務局なり担当課から聞いたことなのかによって、書きぶりが変わるということかと思います。それは、ちょっと統一したほうがいいですね。統一したほうがいいと思います。

どうでしょうか。

【第2部会長】

今まとめてくださったとおりですけれども、ヒアリングの場でその情報提供があったことをもって言っていますが、それは、我々は内部資料のような形で数値を見てというわけではないので、ただ、それは担当課の方がおっしゃっているのも事実であろうということですが、我々直接そのデータ自体は見えていないので。

もし記載を修正するのであれば、ヒアリングでの、というようなことを足すというのが考えられるのか。それとも、そういったものも含めてもう断定的に書くのかということになるのかというふうに思います。

【会長】

断定的に書くと、いかにも主体的にアンケートをやったかのような表現になりますよね。だから、これはあくまでもアンケートの結果を聞いたので、そう聞きましたという表現のほうがいいかもしれない。

これ、ちょっと全体を見渡してチェックをしたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

これ、我々が論文を書くときは、すごく注意深く考えることですから、すごく重要な点で。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

これは、今回出されたことに対しての部分ではないんですけれども、こうやって3つの部会に分かれて、それで、今日初めて聞かせていただいている部分も、まあ読んではあるんですけれども、そうすればなおさら、具体的に言いますと、23番の食育の推進なんかのところ、健康部、それから教育委員会というふうに書かれているんですけれども、実は私は新宿区商店会連合会から今回推薦いただいておりますけれども、商店会連合会で消費者庁と連携をして、こういう部分のことも実はやっていたんです。ということになると、これ、今回の出されたことだけでなく、やっぱり物事を進めていくときに、全部局横串を入れて

やっつかないと、難しい案件がどんどん出てきているのではないかと思います。高齢者の問題もそうですし、町会との連携というところまで含めていったときに、外部評価委員会として、やっぱり縦割りではなくて、それを横串に刺す、区民の自発的な動きというのが必要だということを、入れていかなきゃならない。そんな時代が来たのではないかなと。ましてやこのコロナで随分実感したところがあったものですから、いかがなものかと思って発言させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。

これは私の感覚ですけれども、確かにそういういろんな施策、あるいは政策が、単独の部署で扱いきれないことは確かですし、それが連携しなきゃいけないということはふえていくんだろうというふうに思います。

それを指摘するというのはすごく重要なことというふうに思ひまして、次の実行計画への提言を再度整理しますので、その中でその趣旨を盛り込むということにしたいと、今、思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

ぜひよろしくをお願いします。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

そうすると、今の語尾というか、アンケートの件は確認して、全体見渡して整理することとし、今のお話は、提言のほうで少し記載することを検討することにしたと思います。ありがとうございます。

では、次、個別施策 I - 7、お願いします。

【事務局】

では、参考資料 1 の 13 ページからまいります。

計画事業 21、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進ということで、参考資料 2 のほうは 49 ページをご覧くださいと思います。

こちらの事業は、新宿区として区内の事業所にワーク・ライフ・バランスをしっかりと進めていってほしいという思いの下、いろんな取組をしているという事業です。

参考資料 2 の実績欄をご覧くださいと、推進企業、宣言企業の認定ということで、ワーク・ライフ・バランス推進企業制度という制度をこの事業で持っておりまして、その一定の要件を満たした企業さんを推進企業と認定したり、あるいはその途上にある企業を宣言企業と認定し、そういった企業向けの応援メニューを用意しています。

(2) のところです。推進企業認定制度に申請し、希望する企業にコンサルタントを無料派遣するとか、あるいは(3) ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施、これは推進企業、宣言企業にかかわらず、希望された企業さんをご参加いただけるんですが、各種セミナーを

実施する。また、(4) ワーク・ライフ・バランスの勉強会を実施する、こういった取組を通じて、区内企業のワーク・ライフ・バランスの取組を促進していく事業です。

評価のほうをご覧くださいますと、指標1、ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数の達成度は低いと。そのご指摘はいただきつつも、残る2つの指標の達成度が高いこと、また、コロナ禍においても各種取組を着実に実施しているので、計画どおりという評価になっています。

ただし、今後の取組の方向性に対する意見のところ、この認定企業数が少ないというところは、制度の周知が十分でない可能性があるというご指摘があります。

一方で、今、企業側のワーク・ライフ・バランスの意識というのは関心が高まっているわけだから、この制度の周知をしっかりとやってほしいとのご意見もいただいています。

3段落目を見ていただくと、東京商工会議所の新宿支部ですとか、新宿区商店会連合会等の団体を活用するなどして、より効果的な周知方法を検討し、企業の関心を高めてもらいたいとのご意見をいただいています。

その他意見・感想としましては、1段落目は、これはお褒めの言葉ということで、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度や表彰制度のパンフレット及び男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」、こういった周知啓発も、定期的に発行する情報誌をつくっておるんですけども、デザイン、内容等に充実して有効だと感じたと評価していただいています。

2個目はご提案でして、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業に選ばれた事業者が運営する店舗を実際見たときに、特にそういった選ばれたんだよというのを掲示するものもなかったもので、そういった認定企業だということが分かるアイテムを配付してはどうかというご提案をいただいています。

続きまして、14ページです。

計画事業22の若者の区政参加の促進で、参考資料2については51ページをご覧ください。

実績欄を見ていただきますと、大きく2つの実績があります。

1つは、しんじゅく若者会議というものの実績、2番目が、区民意識調査のインターネット回答をこちらに取り入れたと、そういった取組を2つ書いております。

(1)のしんじゅく若者会議は、12月11日に実施いたしました。実施方法は、コロナということもあってオンライン形式で行っています。若者の地域コミュニティの参加で、参加者は13名ということになっています。

(2)は区民意識調査にインターネットを導入したと、紙だけではなくインターネットも導入して、若者からの回答を得ていきたいと、こういった取組になっております。

評価のほうをご覧くださいますと、指標1、指標2双方において目標を達成できているということと、あとはしんじゅく若者会議のオンライン実施や区民意識調査へのインターネット回答の導入等、予定していたことはちゃんとできているから、計画どおりという評価になっております。

ただ、今後の取組の方向性に対する意見では、大きなご指摘をいただいております。

最初から読ませていただくと、指標設定から見ると計画どおりになってはいるが、若者の区政への関心を次にどう生かしていくかなどに関する展望に乏しく、現在の指標が適当なのか、大いに再考の余地があると。若者会議への参加イコール区政参加の促進にはならないと。特定の少数者の1回限りのイベントの参加にすぎず、若者世代の区政への参加促進ということを考えるなら、若者会議の議論の内容を町会等の関係団体と共有する、また、新宿区の全ての審議会における若者参加比率を向上させる、青年会議所からの参加は必須とするなどの取組が必要なのではないかという投げかけをいただいております。

続きまして、経常事業の内容にまいります。

283番、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金ということで、参考資料2は55ページに掲載があります。

こちら、先ほどのワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度と連動して、認定された企業に対して融資を行っているという事業です。

細かい取組内容については割愛いたしますが、実績欄を見ていただくと、新規貸付け件数がゼロ件となっております、下に米印で理由を書いているんですけども、コロナの流行ですとかウクライナ情勢、あるいは原油・原材料価格の高騰等で、商工業緊急資金（特例）という別の支援メニューが一時的に立ち上がっていて、どうも企業さんの関心がそちらに向いていて、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の新規貸付け件数がゼロ件になったという分析結果になっています。これは時限的な制度ですので、終わった暁にはこのワーク・ライフ・バランス企業応援資金の需要も戻ってくるであろうということで、制度としては引き続き実施していく予定です。

それに対する意見としましては、新規貸付け件数がゼロ件であったことを受け、都も同様の制度を展開しており、この新宿区で独自展開する必要は乏しいのではないかと。なので、制度見直しですとか、場合によっては廃止も検討してはどうかというご意見をいただいております。

続きまして、286、悩み事相談室、参考資料2については56ページに記載があります。

こちら、先ほどのワーク・ライフ・バランスの事業を所管している男女共同参画課が、男女共同参画推進センター、ウィズ新宿という施設を運営しておりまして、その機能の一つとして、悩み事相談室を設置しているのですが、現地視察した際の印象として、館内の全てを見て回る中で、この相談室は委員にとっては狭く感じられたということで、近傍に先ほどご紹介した四谷保健センターもありますので、そこと連携する等の検討が必要なのではないかとご指摘をいただいております。

続きまして、287番は、男女共同参画推進センターの管理運営ということで、まさにウィズ新宿の管理運営に係る取組を位置付けた事業ですが、意見としましては、3階が会議室になっていて、一定の要件を満たした区民等の団体に貸し出しているんですけども、時間帯によっては未使用の枠も多く見られたということで、都心の一等地で安価に利用できる地

域センター的な役割も有しているのも、もっと積極的に利用を呼びかけてはどうかというご指摘をいただいています。

続きまして、290番、男性の育児・介護サポート企業応援事業です。支給件数実績がゼロ件で、区としてもこれは改善が必要だという取組状況と評価しておりますが、外部評価でのご意見としても、新宿区で独自展開する必要性が乏しいので、廃止も視野に入れて検討してはいかがでしょうかというご指摘をいただいております。

最後に、個別施策の評価内容に戻ります。12ページに戻ってください。

総合評価としては、おおむね順調に進んでいると評価をいただきまして、今後の取組の方向性に対する意見で、今までの事業のところになかった内容が、一番下の3番目ですが、本個別施策のめざすまちの姿・状態に記載されている、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちというものが、この第二次実行計画の事業のラインナップからは、取組として見えづらいと。一方で、このテーマというのは非常に重要なので、取組状況をしっかり分かりやすく示すように、あるいはしっかり取組をしてほしいというご意見をいただいております。

あと、その他の意見・感想のところでは、成人式、新宿区でははたちのつどいと呼んでおりますが、はたちのつどいは継続して実施して、新宿に愛着を持つ若者をふやしてほしいというご意見をいただいております。

では、個別施策I-7のご説明は以上です。よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございます。

では、今の件について、第2部会の皆さんからの補足、あるいは他の方の質問、意見があればお願ひします。

これ、じゃ私からですけれども、育児・介護サポート企業応援事業というのはやめてもいいと、結構激しい意見ですけれども、これはどうですか。

私は、ものすごく育児もしてきたので、やっぱりすごく必要性を感じているんですけれども、これはやめていいというのは、ちょっと言い方として。

【第3部会長】

これは都庁がやっていて、都庁への申請件数は結構あるんですよ。区がダブルでやっているんですよ。ダブルでやっていることについて、事業化、予算化しているんですけども、全然使われていないというのが続いているので、都庁の仕事としてやっておられるならば、あえてダブルでやる必要はないんじゃないかという、そういうことです。重要性は十分認識しておりますが、ただ、都の事業としてやっておられるので、区でダブルでやる必要があるのかという、そういうことなんです。

【会長】

はい。

【委員】

追加なんですけれども、担当者のお話によると、やはり区のほうが率先してやって、都が後追いでやっているようなところもあるらしいので、そういう意味では前向きに、廃止になっても前向きなことなのかなと思っていますという。

【会長】

これ、何でゼロ件とかいう話がありましたか。

【第3部会長】

今、委員がおっしゃったように、多分区で最初につくったんだけど、都がそれを包括する形で、もっと利用しやすい、多分金額も大きかったと思うんですけども、制度をつくったので、そっちを利用したほうが企業としても楽だということでそっちへいったので、先進事例としては残っているんだけど、利用する側からすると、利用しやすかつ金額も大きいほうにシフトするので、それはそれでいいんじゃないかということ。

【会長】

なるほど。分かりました。

【委員】

今ご説明いただいた部分、第3部会のものでありますから、よく分かるんですけども、まったく同じようなところで、283番のワーク・ライフ・バランス企業応援資金、これ、新規申入れゼロというふうに書かれているんですけども、実は具体的な話をしますと、新宿区では、同じように中小企業を対象に、今これは500万が上限になっているんですけども、2,000万というのが出ています。2,000万というのは出ていて、なおかつこれは金利も、それから保証金も、全部区が負担するという形です。今、ここでは金利負担出ているんですけども、こういうふうに合わせて片方は2,000万貸しますよ。片方は500万ですよ。片方、保証金も金利もかかります。もう片方は一切かかりませんといったら、ゼロになるのは当然ですし、これ、実は申込みをしているところ、100%とっていいぐらい、地元の金融機関さんがこういうのありますよと、会社に、店に持ってきてやっているところですから、全く同じ産業振興課で同じようなものをやるんだしたら、それは先生がおっしゃるような不必要なのではないかと。

実は、東京都でもそれと同じようなものがまたあるものですから、新宿区に本店のある信用金庫さんなんかは、これを持ってくる。2,000万上限で、全部。信用金庫からすれば、金利は新宿区が負担してくれて、信用保証協会の保証料も新宿区が負担してくれるということであれば、これはもうセールスに走るのには当然だなど、そんな状況です。

【会長】

ありがとうございます。

ちょっと、せっかくこの話題、ついでというか、ちょっと寄り道でしょうが、恐縮なんですけれども、第三次実行計画（素案）の、47、48ページにこの個別施策の経常事業があって、ここでは3つの事業だけが掲載されていて、今の事業や他の事業は消えているように見受けられるんですけども、そういう理解でいいんですかね。この経常事業は随分数として

は減っているようなんですけれども。

【事務局】

ご覧になっている三次実行計画の素案冊子に載っている経常事業は、主要な経常事業をピックアップしたものです。

172 ページには、個別施策 I - 7 を構成する事業が全て載っています。

ページをまたがって、173 ページの若者のつどいまでは、この I - 7 の事業です。

【会長】

ありがとうございます。

そうすると、やっぱり男性の育児サポートが消えていると。

ちょっと、寄り道になってしまいました。すみません。ありがとうございます。

今の個別施策 I - 7 について、ご意見等あればお願いします。よろしいでしょうか。

【委員】

個人的な感想になってしまうんですけれども、男女共同参画誌の「ウイズ新宿」というのは、実は私、15 年ほど前に、「ウイズ新宿」の区民の編集委員をさせていただいておりまして、実はそれがきっかけでワーク・ライフ・バランスについて考えるようになりまして、そして、15 年間区のような委員会に接することができたのも、この「ウイズ新宿」がきっかけだったんです。ですので、引き続き多くの方にこの情報誌を手にとってもらいたいという思いもございますし、あと、荒木町の男女共同参画センターというのは、やはりなかなか分かりづらい場所であったり、今も多分浸透があまりされていないかと思うので、せっかく悩み事相談室もありますので、その辺の周知というのををもっと強めていただきたいなと個人的に思いました。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。

次がⅢ-3 ですね。地域特性を活かした都市空間づくり、お願いします。

【事務局】

そうしましたら、参考資料の 17 ページからまいります。

計画事業 41、地区計画等のまちづくりルールの設定です。参考資料 2 のほうは 63 ページをご覧ください。

こちらの事業については、事業概要を少し読みますと、地域の課題にきめ細かく対応していくため、以下の地区において地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めています。住民と区で協力して、住民のご意向に沿ったまちづくりを調整して、その議論が一定程度まとまったところで、まちづくりルールとしてそれをまとめていくといったような事業を、いろんな地区でやっています。

事業概要は、地区を 3 つに分類していきまして、数字が若いほどまちづくりが進捗している

とさせていただけたらいいと思うんですが、(1) がまちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定(変更)に向けて、もう取り組んでいる地区。(2) が地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区。(3) が地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めているということで、3つに分類して地区を書いています。

実績欄を見ますと、そういった状況に応じていろんな調整や調査を実施したという記載になっております。

評価のほうをご覧くださいますと、地域主導のまちづくり活動を支援し、必要に応じて地区計画を定めるという取組であり、地域の状況に応じて適確な支援を行っていることから、計画どおりと評価するとしています。

今後の取組の方向性に対する意見は2つあります。

1つが、まちづくりは長い年月をかけて進められるため、地元組織で中心的役割を果たすメンバーの入れ替わりが生じることが想定される。区はそうした場合でも、こういった地元組織が適切に活動を継続できるよう、検討状況や調整状況を記録して、ちゃんと地元組織と協力するように気をつけてほしいというご意見をいただいています。

もう一つが、まちづくりに係る各種法令・制度が非常に専門的で難解である場合もあるし、制度が改正されることもあるため、地域住民が主体となってまちづくりに取り組む際は、専門性のある方からの支援が不可欠であるので、区はそうした支援を地元住民に対して積極的に対応してほしいというご意見をいただいています。

その他意見・感想では、ご指摘をいただいております。参考資料2の64ページ、次のページをご覧くださいと、指標のところは、まちづくりルール等の取りまとめ数という指標にしている、2つ取りまとめる目標に対して実績も2だから、100%達成しているという評価にしているんですが、それに対するご指摘なんですけれども、地区によって抱えている案件に要する労力というのは大きく異なるのに、それを取りまとめた件数という単位で画一的に評価するというのは、正確な事業管理とは言えないのではないかとご指摘をいただいています。そのご指摘を踏まえ、各地区ごとにどのような目標を定めて事業に取り組むか。それらをどの程度達成されているか分かる指標設定というのを検討してほしいというご意見をいただいています。

続きまして、計画事業の42、景観に配慮したまちづくりの推進です。参考資料2は66ページをお願いします。

こちらは、景観、町並みの美しさとか統一感等を図っていくための各種取組を実施している事業です。

実績欄をご覧くださいと、(1) が景観まちづくり条例に基づいて、建物を建てるときに、景観を事前協議した件数ですとか、あるいは一定のフィルターにかけて、景観ガイドライン、景観まちづくり条例とか、区の景観に関する考え方をどれぐらい反映してくださっているのかと評価する場合がありますが、その対象件数を実績として書いている。

あと、(2) は景観まちづくり計画ですとかガイドラインを改定するというような作業が、

これはいつもあるわけではないんですけれども、令和4年度はありましたので、その改定作業の実績を書いております。

評価につきましては、計画どおりと評価していただいております。

今後の取組の方向性に対する意見は、3ついただいております。

1つ目は、ガイドライン、条例に基づく景観をつくっていくために、新宿区はまちづくり計画をつくって、それに基づくガイドラインでは8つの区分地区を分類し、それをさらに72エリアに分けて、画一的ではない細やかな配慮と対応を求めているところですが、届出対象以外であっても配慮する努力を促せるよう、町会や建築士事務所等の団体に協力を要請して、区として関係する地域住民だけでなく、事業者も含めて広く周知する場づくりを行ってはどうかと、そういったご提案をいただいております。

2つ目のところが、景観まちづくり計画で地区を分けるときに、一般地区、神楽坂ですとか新宿駅周辺の特徴的な地区というのは、その特徴に応じた景観の誘導の方針等を定めているんですけれども、住宅街等の一般地区として整理されている地区についても、軽視されないように気をつけてほしいと。例えばすごく派手な建物が出現してしまわないように等、生活者にとっての景観もちゃんと誘導してほしいというご意見をいただいております。

最後も8つの区分地区の話題です。参考資料の2、66ページの指標の2のところは、建築計画における新宿区景観形成ガイドラインの反映率ということで、先ほどの評価に基づいて、建築計画でどれぐらいガイドラインが反映していただけているかというのを、目標値を80%にして、実績は何%だったかを評価している指標があるんです。それに対するご指摘でして、どの地区の話をしているのかが分からないと。2段落目をご覧くださいと、指標2では、建築計画におけるガイドライン反映率について、8地区の実績を合計して評価しているので、これではガイドラインがどの程度実際に反映しているかの実像が分からないというご指摘をいただいております。

ですので、3段落目にまいりますと、8地区それぞれの実績や項目別の反映実績など、個別の状況の代表的なものを指標とするなど、課題とそれへの対応状況をもっと分かりやすく表現できるような指標にすべきではないかといったご提案になっております。

最後に、その他意見・感想につきましては、これは、路上の広告物が以前と比べるとかなりよくなってきたと。周囲に配慮して色彩を抑えている企業看板もふえてきたというのはいいと思うんですけども、しかし、依然として、のところなんですけど、同じ企業の看板でもヨーロッパより日本のほうが色調が派手であるとの事例がやっぱりまだまだあるので、そういった明らかに周囲との調和を乱すような色彩というのは、なるべく発生しないように適切に誘導してほしいというご意見をいただいております。

施策の評価です。16ページにお戻りください。

総合評価としては、おおむね順調に進んでいるということです。

今後の取組の方向性に対する意見は、ここにしか書いていないものでして、本施策で推進するまちづくりにおいては、地域住民や地権者、事業者の主体的な動きを誘導・支援するの

が区の主な役割で、こういった方たちがまず動きがあって、それを支援するのが区の役割だ
というのを確認した上で、なので、その進捗を区は主体的にコントロールすることが難しい
というのは理解したと。ただ、本施策や本施策を構成する事業を正確に評価するには、それ
ぞれの地域において何が課題で、区として何を目指すのかを、指標の目標等として分かりや
すく示し、それに対する実績を客観的に評価する必要があるのではないかと、全体に係る指
摘をこちらでいただいています。

個別施策Ⅲ－3については以上です。

【会長】

ありがとうございます。

では、部会の皆様から補足発言なり、あるいはほかの皆さんから質問、意見があればお願
いします。よろしいですかね。ありがとうございます。

では、引き続きⅢ－4ですね。お願いします。

【事務局】

では、参考資料1のほうですが、この施策には、計画事業がなく、経常事業3つだけで
構成されていまして、意見があった経常事業は、ユニバーサルデザインまちづくりの推進で
した。これは参考資料2の73ページに記載がありますので、そちらも併せてご覧いただけ
ればと思います。

取組内容としては、この条例に基づく事前協議を実施して、ユニバーサルデザインの視点
に立った施設整備を推進しますということと、あとは普及・啓発の取組をやっていくという
ことになっています。

それに対するご意見としては、周知・啓発物として、新宿区ユニバーサルデザインまちづ
くりニューズレターというものを定期的に発行しておるんですけども、これは非常に分
かりやすいので、大人から子供まで幅広い世代に受け入れられ、ユニバーサルデザインの認
知度を高めるきっかけとなることが期待できる。よって、学校との連携により教材として用
いる等、他部署との連携による活用を検討してほしいというご意見が出ています。

個別施策の評価が19ページに記載されていますので、ご覧ください。

個別施策Ⅲ－4、誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくりです。

この経常事業の確認、おおむね順調に進んでいるという評価になっています。今後の取組
の方向性に対する意見は3つあります。

1つが、この施策が持っている成果指標を一緒に見たいんですが、参考資料の2の72ペ
ージをご覧くださいませでしょうか。参考資料の2の72ページの一番下に指標とありまし
て、この施策の成果指標は、道路の歩きやすさ満足度ということで、区政モニターアンケー
トで新宿区の道路が歩きやすいと思うかという質問を毎年していまして、その質問の中で
「安全で快適で歩きやすい」という回答をされた方の割合を用いています。伸びていると自
己評価しているんですけども、そもそも26.3%というのはすごく低い値じゃないかとい
うご指摘をいただいています。区はこの状況を改善すべく、本施策の取組をさらに強化して

いく必要があるのではないかとのご指摘をいただいています。

2番目のご指摘については、この施策というのは、移動に当たり不便を感じやすい方、高齢者であったり障害者であったり、子連れの親と、そういった不便を感じやすい方を念頭に置いて取り組む必要があると。一方で、今の成果指標というのはそうじゃないと。不便を感じやすい方、感じにくい方、全ての方からの回答を用いていますので、それはそれで区民全体の意識把握には大事なんですけども、それとは別に、こういった不便を感じやすい方に焦点を当てた指標を設定することも必要なんじゃないかというご指摘をいただいております。

3番目は、先ほど触れましたユニバーサルデザインまちづくりニューズレター等の分かりやすい資料を教材として活用したり、課外授業、フィールドワークとして、ユニバーサルデザイン、バリアフリー整備の現場を訪れたりする等、他部署等との連携を通じた普及啓発にも努めてほしいというご意見をいただいております。

個別施策Ⅲ－4については以上です。

【会長】

ありがとうございます。

では、今のⅢ－4について、ご発言があればお願いします。よろしいですか。

では、次、Ⅲ－6、交通環境の整備をお願いします。

【事務局】

そうしましたら、参考資料1の22ページからまいります。

計画事業47の自転車通行空間の整備です。こちら、参考資料2ですと77ページに記載があります。

この自転車通行空間というのは、道路の車道の最も歩道寄りに自転車のマークを塗布して、ここを自転車が通ってくださいねと誘導する舗装のことで、その整備を実施していく事業です。

参考資料2の実績欄を見ますと、自転車通行空間の整備実績で、(1)が整備工事实施、4路線。(2)が詳細設計、整備工事の前段階としての設計を1路線実施しましたということで、計画どおりであると評価しています。事業評価についても計画どおりということになっています。

続きまして、48、駐輪場等の整備です。こちらは、参考資料2は79ページをご覧ください。

もともと区営の駐輪場を運営していたんですけども、令和3年度から民設民営にシフトしていただいておりまして、令和4年度は西部エリアを民設民営の駐輪場にシフトして、より便利な駐輪場に変えていったというのが、令和4年度の実績になっています。

それを踏まえた評価としては、予定していた整備を確実に実施できていることから、計画どおりという評価になっています。

続きまして、24ページにまいります。安全で快適な鉄道駅の整備促進という事業です。

参考資料2の81ページをご覧ください。

実績を見ていただきますと、ホームドアの整備、バリアフリーフートの複数化や最短化を鉄道事業者に働きかけ（随時）とありまして、基本的には鉄道事業者が主体となって整備するホームドアですとか、あるいはバリアフリーフートの整備等に対して、区はその推進を働きかけていくと。また、事業者が実際にこの整備を行うとなった場合は、適切に補助事業、補助金を支援していくと、そういった事業になっております。

評価としては、計画どおりという評価になっています。

今後の取組の方向性に対する意見については、このホームドア設置については、区が事業主体ではないことから、その整備について将来展望が見えない。要はこの参考資料2のほうでも、ホームドア設置補助の数が伸びていないですとか、あるいは指標のホームドア及びエレベーターの設置促進の目標が、設置促進のままになっていて、区がいつまでに何を済ませるのかというのが、よく分からないというご指摘がありまして、そのあたりを踏まえたご意見になっているんですけれども、区が主体でないから展望が見えないのはやむを得ない面があるが、一方ではホームドア未設置駅での死亡事故等から、区民の関心が高い課題であるというご指摘をいただいています。今後、区としては、鉄道事業者ときちんと協議して後押しをするとともに、区内鉄道駅の整備状況及び今後の整備予定について、区ホームページ等の媒体を活用して示すことを検討してほしいと要望をいただいています。

その他意見・感想につきましては、指標1、鉄道駅ホームドア設置補助の目標値、実績値が、これを見ていただくと5、5、5となって、毎年5件ずつやるようにも見えますが、これは累積値で、実際には実績に動きがないということが、これを見ただけでは分からないでしょうというご指摘をいただいています。

その他意見・感想の2つ目が、指標2で設置促進と書いているんですけれども、設置促進に向けた具体的な取組内容は明記されていないことから、指標としての意味がなく、実績を適切に評価することはできなかったの、そういった評価に活用できる指標に向けて見直してほしいというご意見です。

3つ目が、新宿駅にはまだホームドアがついていないということ踏まえて、この駅は非常に混雑することも多いので、事業者と区が一体となってホームドア設置に向けた取組を進めてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、経常事業では、3事業にご意見をいただいています。

461、地域公共交通への支援につきましては、参考資料2は84ページに記載があります。

新宿WEバスの運行を支援する事業で、実績としては、周知のためのリーフレットを配布したり、運行支援を行う、そういったことをやっております。いただいているご意見としては、このWEバスを身近な交通機関として重宝している区民もいるため、コロナを契機に休止しているルートもあるけれども、そのルートが必要な区民もいるので、配慮してほしいというご意見をいただいています。

462、自転車利用環境の整備促進です。こちらの事業は、参考資料2では85ページに記

載があります。自転車利用のルール・マナーについての普及啓発を実施するという事業になっております。

ご意見としては、最近、危険な走行をしている自転車が多いように感じるので、そういったことを踏まえて、安全な自転車利用について、これまで以上に周知啓発を充実させてほしいといったご意見をいただいています。

また、最後の段落です。電動キックボードが免許なしで運転できるようになったので、必要に応じて安全に関する周知啓発を実施してほしいというご意見をいただいています。

最後は467、鉄道施設の整備促進です。こちらは参考資料2の87ページに記載がありまして、これは、開かずの踏切対策を目指すという事業です。西武新宿線の高田馬場駅から西側へ向かっていく区内14か所の踏切を対象としています。

区民の関心の高い事項であるが、進展が見えないもどかしさもある。実現の困難さも含め、取組状況をより丁寧に区民に示すことが期待されるというご意見をいただいております。

最後に、個別施策です。21ページに戻っていただきまして、総合評価のところはおおむね順調に進んでいると評価をいただいています。

今後の取組の方向性に対する意見については、新宿区は、自転車に関して実施している、駐輪場の整備、マナーの周知啓発等の取組を「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にまとめているんですけども、この計画で示されている取組と、実行計画の個別施策で示している自転車に関する取組との関係性がよく分からないというものです。その見せ方には、もう少し改善の余地があるのではないかとということで、一番下の行に記載のあるとおり、実行計画における個別施策、計画事業、経常事業の体系の示し方については、それぞれの個別計画で示されている取組の全体像が、なるべく分かりやすく落とし込まれたものとなるよう留意してほしいというご指摘をいただいています。

あと、その他の意見・感想については、成果指標の2が交通安全の集いの参加人数となっているが、単発のイベントの参加者数では、施策の評価はできないだろうということで、より適切な指標に置き換えることはできないか、検討してほしいというご意見をいただいています。

また、先ほどのホームドアの事業を念頭に置いた意見ですが、区以外の主体が進める取組を補助するタイプの事業は、目標は「促進」のような漠然としたものになりやすく、そうなると、区の取組を正確に評価することが難しくなる。そのため、こういった事業については、区による区以外の主体への働きかけの内容について、なるべく詳細に目標設定し、それに対する実績を評価するよう留意してほしいと、ホームドアの事業のところでもいただいたご指摘を、もう一回ここで念を押す形でご意見が出ております。

Ⅲ－6については、ご説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

ちょっと補足しますけれども、自転車に関しては、この22、23ページはもうほとんど何

も書いていないんですが、ちゃんとやっているんですね。すごくやっているという、現地も、駐輪場なんかも見させていただいて、すごく成果を上げているので、指摘することがないということです。

一方で、やはりマナーの話とか、路上走行とかというのが随分ふえている事案、スピードも速いし非常に危険なので、その辺がやっぱり厳しくなっちゃって、ちゃんと取り組まなきゃ駄目でしょうねというのが今の説明のところ、21ページの指摘のポイントです。

それと、指標の話もさっきありましたけれども、駅のホームドア、それから西武新宿線の開かずの踏切対策に関して、区は事業主体ではないので、どういう状況になっているのか非常に見えにくいので、もうちょっと分かりやすくしてほしいという指摘をしているということです。

皆さんから何かご発言があればお願いします。

【委員】

ご説明ありがとうございました。

自転車をよく利用するので、実際に走ってみて、確かに整備はしてくれているんですけども、そこに駐車をしている車も多かったりして、なかなか難しいなというふうに感じているのが実情です。

そして、先ほど星会長から、この22ページと23ページは、視察もいらっしやって、いろいろご覧になって、よくやってくさっているのが分かったとおっしゃってくださったことを受けて、せっかく視察に行ってくださいって、そういうことがあったというのであれば、ご意見等とかに書いていただくと、皆様がよくはないのかなと思ったので、ちょっと一言だけお伝えさせていただきました。

すみません、仕事をふやしてしまうようで恐縮なんですけれども、ここ、あまりにきれい過ぎて、何か本当はたくさんいろいろしてくださったに違いないのに、何もしていなかったかのように見られてしまうのは、何だかもったいない気がしてしまったので。

【会長】

ありがとうございます。何か書きます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

自転車の話題があったもので、区からのヘルメットの助成金というのが今回ありまして、申し込ませていただいたんですが、やはり自転車に乗っている方、歩行者の方、いろんな方が道路にはいらっしやるので、お互いに快適に気持ちよく譲り合いながら利用すべきだという気持ちになったものですから、外で自転車に乗る際、私も適切に気を付けたいと思った次第です。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

今、自転車のマナーということなんですけれども、地元の話をしていただくと、早稲田大学の学生、それから早稲田大学の大学のスペースを利用して、スタントマンも入れて、新宿区の事業ではないんですけれども、やっぱりスタントマンなんかを入れたりすると、子どもたちの反応も良いし、親も勉強になる。地域ではそういった取組を行っている例もありますので、情報収集するのも大事なのではないかなと思った次第です。

【会長】

ありがとうございます。

今、貴重なお話をいただきましたので、21 ページの今後の取組の方向性に対する意見の3段落目のところです。また、マナー云々というところに、ちょっと少し工夫しますけれども、地域の皆さんと一緒にみたいなことも、ちょっと書き込みたいと思います。

【委員】

ぜひよろしくをお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

今の意見の補足ですけれども、以前、地域防災協議会というのがございまして、各地域ごとにやっているんですけれども、そこで、やはり町会長さんたちが集まっているところで、自転車のヘルメットの装着義務が生じたという意見が出まして、どのように町会で取り組んでいけばいいのかという意見が出たんですね。そうしたら、警察のほうから、取締り的なことはトラブルのもとになりますので、それは控えてくださいというような意見が出ました。最終的には自転車ルールのマナーとか、そういうものを啓発して行うのはいいんですけれども、よく交通安全週間のときに町会のテントを立てて、ヘルメットをかぶっていない人を止めて指導したりするんですけれども、それはやはり警察のほうからやっていただくというようにしてくださいというような意見がございました。まだ規則的に、ちょっとまだ認知されていない面もあると思いますので、ちょっと難しいかも分かりませんが、やはり電動キックボードやそれに類するものの交通マナー等が大分変わってきておりますので、ちょっとここは慎重に、事故防止のために私たちも自らヘルメットを着用するとか、ルールを守って自転車通行帯を通行するとか、そういうふうな規則的なものを強化していったらいいのではないかなというふうに思います。

補足意見で申し訳ございません。よろしくをお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

おっしゃるとおりだと思います。

今回コロナ禍で、新宿区のお祭りも4年やれなかった。それで、何が一番分かったかとい

うと、たった4年で、役所の担当者の方はどなたもいらっしやらなくなった。実は早稲田大学も、この7つの井戸があるということ職員の方にご存じなのかということ、ご存じないんです。それで、図書館の下に、看板等が置いてあるということもご存じないんですよ。しかし地域の商店会や町会は、4年で全部が替わるなんていうことはあり得ませんから、縦割りの行政に横串を入れることができるのは地域だというような形で、提言には記載していただくとありがたいと思います。

【会長】

なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次にいきたいと思います。Ⅲ-16 平和都市の推進、お願いします。

【事務局】

では、参考資料1の27ページをご覧ください。併せて参考資料2の90ページをご覧ください。

こちらの施策は、1つの計画事業のみで構成されています。まずは計画事業から見てまいります。

参考資料2の90ページをご覧くださいと、たくさん取組について記載されています。

平和展のパネル展示や平和コンサート、親と子の平和派遣、平和派遣者との協働事業等の平和に関する取組を実施する事業です。

参考資料1の27ページの評価をご覧くださいと、適切に実施できていると評価されています。また、インターネット配信等の手段も用いて実施できていることから、計画どおりと評価をいただいています。

今後の取組の方向性に対する意見として、まず、指標に関するご指摘が1点で、平和啓発事業の推進という指標が、これは、推進という目標になっていて、これでは定量的に評価できないので、そういった定量的な評価に耐える指標の設定を検討してほしいというご意見をいただいています。

2点目が、引き続きこの取組を実施して行ってほしいと、平和の大切さを伝えてほしいというものです。

それから、戦争体験者のお話はもちろんですが、平和派遣で広島、長崎に行った子どもたちの体験談を含め、アーカイブを充実させてほしいというご意見をいただいています。

そのあたりを踏まえて、隣の参考資料1の26ページにいただいていただくと、施策という観点での評価になっております。計画事業と同じくおおむね順調に進んでいるということで評価をいただいていると。

今後の取組の方向性については、この平和意識の啓発の重要性という観点から、終戦からもう80年近くが経過しているので、この啓発の重要性がますます高まっていると。2段落目の2行目辺りから、町会連合会、商店会連合会等の区内各団体や、より多くの団体との連携により取組を充実させる余地はないか検討してほしいというご意見をいただいています。

その他意見・感想のところでは、新宿区には平和都市宣言があるが、この記念碑が区役所

の入り口の近くにあることを知らない人も多いのではないかというご指摘です。この3月15日の平和都市宣言の記念日に、例えば平和都市宣言に係るイベントを行ったり、キャンセルアップする等、こういった平和都市宣言の周知啓発についても検討してほしいというご意見をいただいております。

ご説明は以上です。

【会長】

では、今の件について、ご発言があればお願いします。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、次にいきましょう。V-1ですね。

【事務局】

では、参考資料1については29ページ、参考資料2については94ページをご覧ください。

計画事業が2つあります。

1つは、多様な決済手段を活用した電子納付の推進で、区にお金を納付していただく手段として電子決済を使えるよう推進していく事業です。

この参考資料2、94ページの実績をご覧くださいと、(1)は交通系電子マネー決済の導入です。そのうち①が課税納税証明書交付手数料納付時の決済手段への導入で、②が特別出張所での住民票や戸籍等の代金納付時の決済手段への導入です。

また、(2)コード決済の導入ということで、①、②で税の決済手段ですとか、国民健康保険納付時の決済手段に導入したという実績を書いております。

予定どおりの実績が挙がっていますので、参考資料1の評価のほうを見ましても、計画どおりと評価いただいております。

今後の取組の方向性に対する意見としましては、1つ目はこの電子決済、QR決済等に関して、自動レジシステムを導入して無人化できないか検討してほしいと。他自治体では既に導入済みのところもあり、そういったところで、今使っている人手が解放されることで、そういった職員は他の業務に従事することができるようになるというご指摘をいただいております。

もう一つが、その反面、高齢者等、こういった新しいサービスになじむことができない方も一定数いらっしゃいますので、そういった方も考慮して、こういったサービスの拡充を進めてほしいというご指摘をいただいております。

続きまして、30ページにいきまして、70番、行政手続のオンライン化等の推進、参考資料の2については96ページをご覧ください。

窓口に来なくても、自宅からオンラインで手続きできるようにしていく取組です。

参考資料2の実績欄を見ていただくと、(1)が東京電子自治体共同運営電子申請サービスという、東京の市区町村が共同で運営している電子サービスを活用して、電子申請を推進していくということで、令和4年度は新たに151手続、電子申請を可能にしました。

また、(2)が、マイナポータル・ぴったりサービスで電子申請を推進していくという取組も併せて行っておりまして、ご覧のとおりの実績があります。

評価のほうをご覧いただくと、指標の達成度も非常によいし、各種取組が順調に導入されているので、計画どおりと評価していただいています。

今後の取組の方向性に対する意見としては、他自治体の事例も参考にして、引き続き電子申請を積極的に導入に努めてほしいというご意見をいただいています。

経常事業については、654、窓口案内業務委託についてご意見が出ておりまして、この窓口案内業務委託というのは、お客様がたくさん来られる窓口部署において、フロアアシスタントという、区の職員とは別に、ご案内スタッフを配置しているんですけども、ご意見としては、このサポートを必要とされる方はたくさんおられるので、引き続き配置してほしいというご意見をいただいております。

では、最後に、施策の評価を確認いたします。参考資料1の28ページをご覧ください。個別施策V-1、行政サービスの向上についてです。

各種取組が順調なので、おおむね順調に進んでいると評価をしています。

今後の取組の方向性に対する意見としては、1つは、この書かない窓口というのもしっかり検討してほしいということで、2段落目、北見市、米子市、横須賀市はじめ多くの自治体で書かないワンストップ窓口、来庁された方、例えば引っ越して新宿区に転入してきた方が、今、新宿区役所の窓口運営ですと、ご自身の足でいろんな窓口に戻って各種申請をしていただくラリーをしていただく必要があるんですけども、書かない窓口というのは1か所でそういった区民、市民がいろんなところを回らなくても、各種必要な書類というものが、サインをすればつくられていくような、そういった先進的な事例が全国的にどんどん出てきているので、新宿区でもぜひ検討を進めてほしいというご意見です。

2つ目は、24時間申請可能で来庁する必要がない、現金がなくても支払い可能である等、当該施策で掲げられている電子納付の推進、行政手続のオンライン化等をしっかりやってほしいと。しっかりやる一方で、新しいものについてこられない方たちには、適切に配慮して進めてほしいということは、ちょっとここで念押しをしていただいています。

最後、その他意見・感想にしましては、こういった区民の利便性を高める、そういうことが、区民の区政への関心を高めること、ひいては区政参画を促すことにつながるような取組も可能だと思われるので、そういった意味でも本施策を積極的に推進してほしいというご意見をいただいています。

V-1については以上です。

【会長】

ありがとうございます。

29ページのところで、クレジット決済と書いてあるんですけども、電子納付は、今、クレジットもできるんですか。電子としてはQRコードとか交通系電子マネーはできるようになっているというふうに書いてあるんですけども。

【第3部会長】

多分クレジットカードもできるはずなんですけど、ここに書いているのは、その後ろの自動レジシステムの導入というところにポイントがありまして、ここの窓口では人がついているんですよ、電子決済でもQR決済でも。なので、人手が取られちゃっているんですね。もうそれは、人が全然いないところで、コンビニの自動支払いみたいな、無人支払いのようなもので、同じような無人支払いの窓口をつくっている自治体もかなりふえているので、人を配置しなくてもいいんじゃないかという、そういう提言の部分になります。

クレジット決済も、もう既に入っています。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【第2部会長】

行政サービスの向上が、結果的に官庁とかに足を運ぶことを、人々から遠ざけるような方向で作用するというのが、やっぱり望ましくない方向でもあるので、既存の行政サービスにおいても向上を引き続き図っていくという視点については、どこかにこのサービスの向上については盛り込んでもよいのではないかというのを、今のお話を聞くにつれ、また、先ほど1つ前の平和学習のところで、この建物の入り口のところにあるレリーフを知らないというのは、要するにあまり来ないからという考えならば、もう少し運んでいただく機会というのも、それ自体で重要であるというふうにも考えられるかと思うので、前のに無理やりつなげると、そのようなことも思いましたので、発言させていただきました。

【会長】

なるほど。サービスレベルを上げていって、要するに簡易に電子的に処理できることがどんどんふえていくと、逆に区民が区から遠ざかると。

まあ高齢者がなかなかついていけないようなときに、やっぱり窓口で丁寧にとということが引き続き必要であろうと。

【委員】

そういうように思いますよね。

このようなこと、もしこっちの中、ニュアンスとして含まれていないのであれば。

【会長】

いかがでしょうか。

【第3部会長】

今の話にはポイントが2つあると思います。無駄な手続きのために区役所に来なきゃならないものは、できるだけなくしてほしいというのは、区民みんな思っていることなんです。だから、そのために、今、転出届についてはマイナポータルでできるようになりまして、転入届については、これは引き続き法律上は来なきゃならないんですね。そのほかにも、様々な来なきゃならない手続きがあるんですけど、今、政府としてそれをどんどん来なくても済むように法律改正を進めています。

なので、来なくて済むようにするというのは今のトレンドなので、できるだけ来なくていいような窓口の仕組みを作っていくというのは、これは正しい方向だと思うんです。

他方で、来ないから平和宣言の石碑を知らないというのは、これは問題なので、手続のために来るといっても、区民が区の行政に参加するために、何らかの形で区役所を訪問するような、そういうような機会がふえるのは、これは望ましい。

他方で、義務的にやらなきゃならない手続のためにわざわざここまで足を運ばなきゃならないようなものは、できるだけ減らしていくべきだというのは、多分今のお話から酌み取ったところの私の感想なんですけれどもね。それで間違いないですかね。

もちろんそれはサポート制度もありまして、今、都市銀行全部、窓口は書かない窓口になっていて、タブレット入力なんですけれども、タブレット入力できないお年寄りに対しては、ちゃんとサポートスタッフがいますので、それはサポートします。なので、今後、自宅でそんなマイナポータルでできませんよというお年寄りが窓口に来られたら、ちゃんとサポートスタッフがついて、手取り足取り入力してもらって作業をお手伝いすると。これは当然の流れでありまして、当然やらなきゃならない。そのことはそこに書き込んでもいいかもしれません。

【会長】

28 ページの今後の取組の方向性に対する意見の、一方というところが、今のお話を指摘しているということになるかなというふうに思います。

【委員】

必要ないのに窓口に来なくてもいい、窓口に来なくてもいいことをふやすということは、もちろんサービスの向上につながると思うんですけれども、窓口での対応というのもとても大事なことでないかと思えます。

つまり、窓口の方が丁寧な説明なり優しい対応をしてくだされれば、私も間もなく後期高齢者になりますけれども、とてもうれしいのではないかなというふうに思います。サービスというのは、効率性を大事にするというのと同時に、人が人と対面したときに、区民が納得できるようにご説明なり親切な対応を心がけるといっても、また区の職員としてのありようではないかなというふうに思いますので、行政サービスの向上をということでしたら、その職員の対応についても若干言及していただいてもよろしいのではないかしらというふうに感じましたけれども、いかがでしょうか。

【第3部会長】

分かりました。

28 ページの今後の取組の方向性に対する意見の2つ目の2段落目、一方のところの後になりますけれども、不要な身分証明を要求しないとか、当たり前の窓口での対応が分かっていない人がもしいるとすれば、相当問題あるかもしれません。そういう職員の資質向上だとか、あるいは丁寧な対応を心がけるとか、そういったことについても引き続き努力いただきたいということを、ちょっと書き込んでみたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【委員】

第3部会で平和啓発の話をしたときに、せっかく広島へ行ったり長崎へ行ったり、子どもたちがしているのに、その話がフィードバックされていないように見えるのはもったいないという話が出た記憶があります。

【会長】

ありがとうございます。補足のご説明をいただきました。

では、以上でよろしいですかね。何点か書き加えるようなことをご指摘いただきましたので、私と各部会長と事務局とで調整して、作成したいと思います。

【委員】

第3部会のワーク・ライフ・バランスなんですけれども、「ウィズ新宿」はデザイン・内容ともに充実していて、有効だというふうに書いてあるんですけれども、そこに付け加えて、「ウィズ新宿」は区民との協働で編集も会議もしてやっているということも、それが有効であるということも加えていただきたいと思います。

第3部会でも話をさせていただいたんですけれども、今回、上野千鶴子先生が講演されたのも載っているんですけれども、女性の地位向上という話だけではなくて、これからの認知症ケアとかそういった老化の話とかもされていまして、やはり大変よく調べていらっしゃる、新宿区というのは大きな病院が多いので、中小のクリニックが少なく、非常に不足している。その代わりに、非常に訪問介護がほかの地域よりも早く進化して、非常に認知症ケアに関しても期待が持てるというようなことも書いてあって、男女共同参画というと、女性の地位向上みたいなことにフォーカスされがちですけれども、そうではなくて、これからの生き方とか、ジェンダーの問題とか、そういったことにも取り組んでいると思うので、そういったことについても書いていただきたいなと思います。

ちょっと今の窓口の話とも関わってくると思うんですけれども、私たちが拝見させていただいた男女共同参画センター、四谷というか、曙橋にあるんですけれども、男女共同参画課がその1階で業務を行っていて、そこで非常に頑張っていると思います。お話を聞いたら、この建物は、区民の方が女性の地位向上、男女共同参画の推進に向けて使ってほしいと言って寄附した建物であると。それで、3階建ての建物なんですけれども、ちょっとエレベーターもなく、階段で使うしかできないけれども、関係団体等の皆さんが、頑張ってそこで活動が続けられている。区役所の方も頑張っている。

多分その区役所のやり方としては、大きい建物を造って、一括で管理するというのがとても易しいんだと思うんですね。例えばその新しくできた四谷の保健センター、私はそこに窓口もつくったらどうかと書いてしまったんですけれども、そういうところで一括でやれば、人も物も集中できると思うんですけれども、四谷にもあって、曙橋にもあってという、そう

いうきめの細かいことをしていただくことで、新宿の力が何か続いているのかなというふうに、非常に見学して感じました。

【会長】

ありがとうございます。

今のは感想、ご意見と承りますね。

それでは、外部評価取りまとめは、いくつか修正点を指摘されたということで、以上で終わりたいと思います。

それでは、提言の議論に入りたいと思います。今日はもう時間もありませんので、重要なところだけ確認しましょうか。

次第の2つ目の提言に係る対応というところです。

参考資料4-1なのですが、これは、今年の2月に昨年度までの評価を受けて、次の実行計画、第三次実行計画、今日素案が配られていますけれども、それに反映してほしい内容として提言をまとめたわけです。

それについて、第三次実行計画素案ではどういう対応になっているのか。あるいはそれを確認し、その確認結果をメモしているというもので、この表を見ていただくと、一番左がカテゴリです。それから提言内容は、その提言した内容・文章をそのまま書いています。関連ページ第三次実行計画素案と、括弧で第二次実行計画の関連ページです。一番大事なのは右側で、提言への対応状況確認結果で、これについては、事務局でまず一旦見ていただいたのを、私ども、各部長で再度確認し、こういう指摘をする必要があるのではないかというふうにメモしています。

1ページ、2ページはちょっと飛ばしまして、具体的な個別施策、事業の提言に対してどうだという指摘の部分、ここはちょっと非常に重要なことがありますので、特に3ページ、4ページですかね。このA4横使いで。これについて、短い時間ですけれども、簡単に、まず説明していただいて、確認していきたいと思います。

よろしくをお願いします。

【事務局】

今日確認したいのは、外部評価委員会として、第三次実行計画（素案）を確認したらこうだったというところを、ここで確認していきたいということです。

提言内容を確認しますと、まず、アというところですが、障害当事者の話を聞く機会や、障害の有無にかかわらず区民が協働で活動する機会をさらにふやしていくことで、心のバリアフリーを一層推進する等、当該施策のめざすまちの姿・状態欄に掲げられている、区民が互いに支援し合う関係づくりに関わる取組をより積極的にこの軸の一つと位置づける方法で、引き続き力を注がれるよう期待するとあります。

それに対して、提言の反映状況について、ちょっと素案を見ていただきたいんですが、素案の30から31ページを開いていただいてよろしいでしょうか。ちょうど見開きになっています。よろしいでしょうか。

素案の 30、31 ページをご覧くださいと、ここが第三次実行計画素案において、当該個別施策について表現しているページになります。個別施策の説明をして、その下に、総合計画におけるめざすまちの姿・状態、その後、重要業績評価指標、今回から新たに入れたんですが、この施策を評価する指標です。そこから下が主な計画事業と主な経常事業ということで、6 番、障害者グループホームの設置促進、これは引き続きです。7 番、区立障害者福祉施設の機能の充実、これも引き続き。その下の経常事業、障害を理由とする差別の解消の推進。このあたりをこの施策の主立った事業として取り組んでいくということ、素案で記載しています。

それを踏まえた確認結果案を確認させていただきます。施設（障害者グループホーム、区立障害者福祉施設の機能）の拡充は進めることとされている。これは計画事業 6 と 7 といっています。一方で、区民が互いに支援し合う関係づくりの取組に一番関わるとされるこの経常事業を、障害を理由とする差別の解消の推進、こちらの事業概要の記載内容が、実は第二次実行計画に記載してあるこの経常事業の事業概要と全く、今、同じ内容が書かれていて、変化が見られない。提言としては、区民が互いに支援し合う関係づくりをより充実させてほしいという提言をしたが、それを受けて変わるべきここの事業概要の記載が変わっていないという確認結果になっています。

また、同じ個別施策のもので、イは、令和 2 年度、これは令和 3 年度の概要・評価で扱った施策なんですけれども、そのときは令和 2 年度の実績を評価するわけなんですけれども、このとき指標 1、2 というのが、ここの、今、素案の 30 ページの中ほどの重要業績評価指標にも同じものを載せているんですけれども、障害者の社会参加のしやすさ、また、障害者差別解消法認知度の実績が、令和 2 年度は令和元年度よりも落ちていたと。それで、その原因結果をちゃんと分析して改善に努めてほしいというのが、提言のイとして載っています。

実際、それがどこかに、この見開きの個別施策の 3 のところで明示されているかということ、されていないという確認結果が、確認結果の案として載っています。

ちょっと読ませていただくと、区は令和 2 年度の指標 1、2 の実績が前年度を下回った要因として、コロナ禍が周知啓発に当たっての大きな支障となったと分析している。新型コロナの 5 類移行を契機に、社会経済活動はコロナ禍以前の状態に回帰しているが、それを踏まえた周知啓発の強化に向けた取組内容は、この素案の記載からは明確には読み取れないという確認結果になっていると。

以上、個別施策 I - 3 の確認結果案をご紹介します。

【会長】

右側を書いてある文章は、まだその提言書に書く文章にはまだしてなくて、みんなが書いたときに、こういうことですよという確認のメモみたいなものですが、今のア、イについて、こういうことでしたよねという確認を、ここで共有しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと明日もご意見いただきます。今日はちょっと、あと残りの少ない時間で一応見て

おくというぐらいしかできませんが、ちょっと続けて3ページの下のほうもお願いします。

【事務局】

分かりました。

続きまして、個別施策 I-4 は、今度は安心できる子育て環境の整備について、提言が3件出ていました。アとイは近しいものなので、ちょっとまとめて対応を確認しています。

アの提言内容としては、子育て環境の整備は、子どもの成育過程の中心である家庭を支援する視点、男性のさらなる子育て参加を支援する視点、さらには、子どもの育ちを支えるようなまちづくりという視点を、十分意識して進める必要がある。イのほうは、最近、大型マンションの建設等があるというところを踏まえて、人口が急増している地域への適切な対応や、児童虐待の防止にもつながる子育て環境の一層の充実を図るべき。アの観点、また、イの課題を踏まえて、子育て環境の充実を図ってほしいという提言をいただいているのに対する確認結果です。

こちらは、素案の32ページからをご覧くださいと思います。

個別施策 I-4 の安心できる子育て環境の整備について記載していて、最初のページは個別施策全体のことを書いて、次のページからが各事業です。

それを踏まえて、ここの確認結果の案でも言っているのが、素案の35ページをご覧ください、35ページの上から2つ目の経常事業です。

子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける・・・という経常事業があると思います。これと、第二次実行計画に掲載されていた同一の事業との記載に違いを指摘しています。内容としましては、この確認結果の3行目の終わり辺りからご覧ください。第二次実行計画にあった地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進め、在宅子育て家庭を含めた全ての子育て家庭への支援を行いますという記載が、この同じ事業からなくなっていると。こうした理念的な記載が、三次実行計画の事業概要の記載からなくなっているところを指摘しています。ここで削除してしまうと、地域で支える子育て支援体制というものを目指していく姿勢が、何か弱体化したような、後退したように、見えてしまっているというのが、ここでの確認結果になっています。

もう一個がウ、児童相談所の関係の提言に関する記載です。

ウでは、第三次実行計画においては、進行計画をより具体的に示して、区民の理解を得ながら進めてほしいと提言していたのですが、素案の34ページの下に記載されている、これに関する計画事業である、児童相談体制の整備の事業概要では、東京都児童相談センター内に、新宿区の子ども総合センター分室を新たに設けて、東京都との連携を強化すると記載しているのですが、児童相談所はいつ開設されるのかというのが、引き続き記載されていない状況です。何をどのように取り組むのか示されておらず、さらに第二次実行計画にあった記載で、専門性を備えた人材の確保と育成等も削除されており、世田谷、江戸川等、8区が既に児童相談所を開設している中において、取組姿勢が後退しているように見えてしまうというような指摘が、確認結果案として出されています。

個別施策 I - 4 については以上です。

【会長】

今のところは非常に重要なところなので、1つ目のア、イのほうは、やはりどうもその施設整備なり施設での取組ということはあるんですが、その地域で育てる、なかなか難しい問題ではあるけれども、その姿勢が全く消えちゃっていますよねというのは言わなきゃいけないかなという話です。

それから、児相の話は、いろいろ深い事情はあるかもしれないんですが、少なくともこの実行計画に書いてあることは、以前よりも後退しているように見えるので、もっと丁寧な説明、どう取り組むのかということについての相当丁寧な説明が必要じゃないでしょうかというような提言にしたらどうかという指摘です。

続いて4ページをお願いします。

【事務局】

個別施策 I - 9、地域での生活を支える取組の推進についてです。

提言内容としては、この個別施策は、就労支援、成年後見制度の活用促進、住まいの安定確保、そういったいろんな分野の施策を1個の施策にまとめた施策だったんですけども、各種支援が必要な人に届くように、関係団体の協力も含め、さらなる普及啓発を行う必要があるという、普及啓発をさらに行うようにという内容です。これに対して、素案の52ページから54ページを開いていただくと、まず、52ページからは、当該個別施策を記載しているところなんですけれども、今ここで全部は見られないのですが、普及啓発をさらに強化していくという記載は特に見当たらないという確認結果になっているのを、この個別施策 I - 9 の確認結果の案として、今、まとめております。

【会長】

普及啓発を強化するという内容が見えないということです。

ちょっと(4)は第1部会の話なので、ちょっと置いておいて、今の3ページ全体と、今の4ページの(3)のところ、あした出席できない方でご発言があれば、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】

31ページの、こちらの冊子で、経常事業のところの、障害を理由とする差別の解消の推進のところの記載が、全く変化がないと思います。非常に的を得た指摘で、よかったと思っています。ありがとうございます。

と申しますのは、この差別解消法では、令和6年4月1日から、合理的配慮が義務化されますので、記載が全く同じで、いわゆる普及啓発レベルじゃなくなりますので、ちょっとそのあたりは、それを意図した書きぶりに変更していただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

私も明日欠席いたしますので、今の点については、同様な認識でおりますので、その点より積極的な形でやはり記して、こちらから素案に対して、ここに指摘されているような方向でなされてはいかかというふうに、個人的にも考えております。

それから、(2)のところにつきましても、まさに今、会長が整理してくださったような形で、部会として話し合った結果、提言内容のもの、かなりいろいろ練った上で、出てきたものをまとめて記したものでありますが、ちょっとそこが酌まれていないようにも読み取れるような内容になっているかと思っておりますので、この(2)の子育て環境の整備のところです。特にアのところは気になる場所でございますので、そこもこのような内容で盛り込んでいただければというふうに思うとともに、ウのところについては議論いただきながら、やはり方向性としてはこのような内容になるのかなというふうに私も考えております。

【会長】

ありがとうございます。

もう少し、明日議論を深めておきたいと思っております。

では、時間もぎりぎりになってまいりましたので、今日の委員会は以上で終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

事務連絡があれば。

【事務局】

明日来られない方もおられますのでアナウンスさせていただきます。例年どおり区長報告を実施します。11月14日の火曜日の午前9時から30分です。例年ご希望の方にはお申し出いただいて、ご出席いただいておりますので、希望される方は今お申し出いただければと思います。

謝礼等は発生しない活動になりますのでご了承ください。よろしくお願いいたします。

明日は13時から、同じ会場、こちらで再開いたしますので、ご参集くださいますようお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

<閉会>